

私立高等学校等に学ぶ生徒への 修学支援制度の充実について

【担当省庁】 文部科学省

高等学校等就学支援金制度については、令和2年度から私立高等学校授業料の実質無償化が開始されたところであるが、私立高等学校においては、授業料以外にも施設整備費等の多額の負担があるため、低所得者世帯の支援金の対象に施設整備費等を加えるとともに、補助単価を増額していただきたい。

また、現行の支援制度では同水準の所得がある世帯は子どもの多寡に関わらず一定の支援金額とされているが、多子世帯においては子どもの教育費負担も大きくなるため、実質無償化の対象とならない年収590万～910万円相当の世帯に対して、補助単価の増額等、教育費負担の緩和を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 高等学校等就学支援金は、全国の平均授業料額を支給額基準として一律で実施されているが、令和3年度の全国私立高等学校の納付金平均額は授業料が約441千円、施設整備費等が約148千円と、現行制度では対象とならない経常的な納付金があり、低所得者世帯にとっては大きな負担となっている。
- 現行制度では年収590万～910万円相当の世帯は子どもの多寡に関わらず、一律で19.9万円の支援とされているが、年収590万円相当の基準を少し上回る世帯においては、基準を下回る世帯よりも却って経済的負担が大きくなる場合もある。

京都府 の担当課	文化スポーツ部 文教課 (075-414-4516、4517)
-------------	---------------------------------

【国の事業等】

■概算要求〔文部科学省〕

▶ 高等学校等就学支援金交付金 4,142 億円

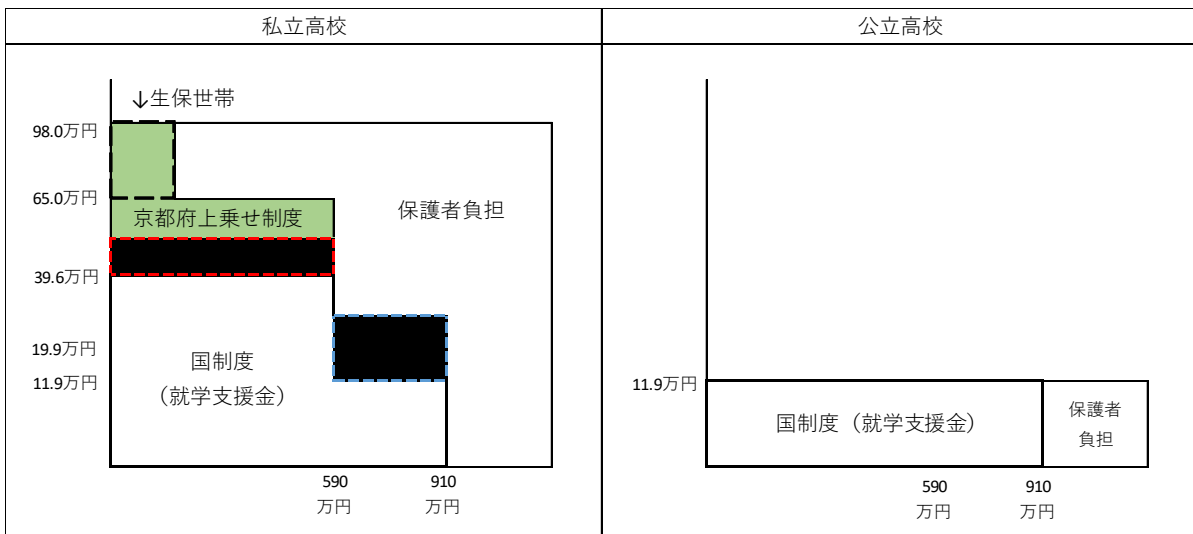
高等学校等の授業料に充てるための就学支援金を支給

■高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的に、国公私立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（年収約910万円未満の世帯）の生徒に対して、就学支援金を支給

【京都府の取組】

■京都府私立高等学校あんしん修学支援事業（平成22年度～）



- 施設整備費を補助対象に加え、補助単価の増額を国に求める部分
- 多子世帯を対象に補助単価の増額等教育費負担の軽減を国に求める部分
- 京都府が独自に補助している部分

■京都府の上乗せ制度（あんしん修学支援事業）に要する財政負担規模（実績）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3,980 百万円	3,740 百万円	3,074 百万円	3,157 百万円

■当該事業による効果

経済的理由による中退者率 4.0% (平成20年度) → 1.7% (令和2年度) ▲ 2.3